

経税部だより

## ② 医院経営と税務対策

税理士 清家 裕

### 3. 事業承継の税務対策

いずれ医院経営も30年後、40年後には医院をどうするのかという問題に直面します。子供が歯科医師でその子供に医院を承継することができるのか、子供に承継できない場合に第三者に承継するのか、子供にも第三者にも承継ができなければ閉院となります。また、承継・閉院をする際に、医院経営が個人医院の場合と医療法人の場合とで違いがあります。いずれの場合にも税務問題を考えなければなりません。そこで事業承継・閉院の税務対策のポイントを紹介しておきます。

#### (1) 個人医院の場合

医院を渡す先生は、所轄税務署に廃業届などを提出し事業の廃止の手続きをします。閉院の場合も同じです。受け継ぐ子供などは、開業届などを提出し事業の開業の手続きをします(本紙4月25日号4面「医院経営と税務対策①」1.の「(3) 申告書作成のための記帳準備」参照)。

医院で使っている土地・建物、医療機器や車、医薬品の在庫などの資産および銀行借入金などの負債の引き継ぎ処理をすすめる必要があります。引き継ぎ処理を売買ですか、賃貸借ですか、使用貸借ですか、贈与ですかによって、所得税がかかるケースや贈与税がかかるケースがあります。課税される税金のことを考えなければなりません。

従業員は一旦退職ということになりますので、退職金の支給も出てきます。

先生自身が小規模企業共済に加入していれば、退職所得扱いで共済金を受け取ることができます。

先生にとって、事業承継・閉院は多額の必要経費が発生し事業所得がマイナスになったり、売買によって臨時の売却損益が発生したり、課税関係が大きく動きます。行動を起こす前に十分課税関係を見極め、あとから「こうしておけば税金が軽くなったのに」と後悔しないようにしてください。これも「失敗しない医院経営」の税務対策です。院長死亡による事業承継・閉院の場合は、相続税の課税を検討しなければなりません。

#### (2) 医療法人の場合

医療法人の場合は、理事長が交代しますので退職金の支給、出資持ち分の引き継ぎ(売買か贈与か)が行われます。法人税や所得税、贈与税の税負担の検討が必要になります。所轄税務署へ理事長交代の届出をしなければなりません。院長死亡による事業承継・閉院は、相続税の課税を検討する必要があります。

### 4. 税務調査の対応策

#### (1) 「税務調査対応の心得10のポイント」

開業前、開業中、そして事業承継・閉院に及ぶ医院経営には、つねに税金問題がつきまといまいます。税制に適応した最善の税務対策が求められます。「失敗しない医院経営」のために、先生自らが税務対策をしなければなりません。また、専門家の力を借りることも必要となります。つねに万全で臨んだ税務申告に対して、税務署が税務調査を求めてきます。

ある個人医院に対する税務調査で、「先生、交際費が多いですね。お医者さんに交際費が要りますか。多くて収入の1%くらいでしょう。修正してもらえませんか。」と税務職員が求めたことがありました。これは税法を無視した要求です。支出した交際費が必要経費になるのかどうかは、一つひとつの取引がその事業の所得を生ずべき業務について生じた費用かどうかで判断しなければなりません。

このような税務職員に対してどう対応するのか、所得税や法人税、贈与税、消費税、相続税などに関する税務調査にどのように対応するのか、この税務対策も重要です。対応策を考える上で、大変役立つのが『保険医の経営と税務2012年版』の最後にある「税務調査対応の心得10のポイント」(図表③参照)です。また、この「10のポイント」を十分に活用していただくために、本紙に掲載した「税務調査の対応術①～④」(2011年11月25日、12月5日、12月15日、2012年2月5日の各号)もあわせてご参考になさってください。

#### (2) 国税通則法等改悪への対応

国税に関する基本事項や共通事項を定めた国税通則法が、昨年11月30日に「改正」されました。各税法に規定されていた「質問検査権」の規定も国税通則法にまとめられました。そして、同12月2日に公布・施行されています。

内容は「改正」というより、納税者にとっては改悪

です。「改正」内容のほとんどが、税務当局の権限強化と納税者の義務強化になっています。主な項目は次のとおりです。

#### ①税務当局の権限強化

- ・税務署が行う所得税の増額更正期間(税務調査の期間)を3年から5年に延長
- ・税務職員が納税者に帳簿書類その他の物件(写しを含む)の提示・提出を求める権限を新設(正当な理由もなく拒否すれば、納税者に罰則の適用あり)
- ・税務職員に提出された帳簿書類その他の物件(写しを含む)を留め置く権限を新設
- ・「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合」には、税務署は納税者に事前通知をしないことを合法化
- ・税務職員が「更正決定等をすべきと認める場合」には、修正申告等の勧奨を納税者にできることを合法化

#### ②納税者の義務強化

- ・上記①の裏返しとしての納税者に対する義務強化
- ・所得税の白色申告者全員に記帳と帳簿等保存を義務化(所得税法の「改正」)
- ・その他、白色申告者にも更正決定等の理由附記をすることや更正の請求期間を1年から5年に延長するなどの「改正」があります。

今回の「改正」は消費税などの庶民増税を見据えた、徴税体制の強化策だと考えられます。これらの「改正」内容を熟知し、今後の税務調査対策を考えなければなりません。しかし、申告納税制度にもとづく任意調査であることには一切変わりはありません。これを踏まえて、国税通則法等改悪に対する対応策を考えましょう。税務調査の対応を上手にすることも、「失敗しない医院経営」の税務対策です。

(おわり)

図表③『保険医の経営と税務2012年版』「税務調査対応の心得10のポイント」

**税務調査 対応の心得 10のポイント**

●診察妨害や人権無視を許してはなりません。  
●自主申告納税制度を守り、毅然とした態度で臨みましょう。(裏面もご覧ください)

**最初の対応と心構えが大切**

- ☑ **突然の調査**
  - ①呼び出し、お尋ね文書には法律上の強制力はありません。
  - ②予告なしでの調査はルール違反です。はっきり断り、必ず身分証明書・検査車の提示を求め、メモをしましょう。
  - ③検査令状のない調査はすべて任意調査です。強制力はありません。先生の都合の悪い日の調査は断りましょう。
- ☑ **理由の開示**
  - ①調査の理由を確かめ、問題点を明らかにして、主張すべきことは主張して対応しましょう。
  - ②メモやテープをとって、調査内容を十分確認しましょう。
  - ③調査・質問には、あいまいな返答は誤解を招きますので、確認して後日回答しましょう。
- ☑ **カルテは調査対象外**
  - カルテは患者との信頼関係の基本です。
  - 厳格な守秘義務があります。勝手に見せることはできません。
  - 任意調査のもとではカルテの提示の法的義務はありません。
- ☑ **不当・違法な調査**
  - ①納税者の承諾なしの家族・従業員や取引先・銀行・技工所などへの任意調査は違法です。強く抗議しましょう。
  - ②診察室や私室に入り、机の引き出し、ロッカー等を勝手に開けるのは違法です。カルテに添着する義務はありません。応じられない正当な理由を述べて強く断りましょう。非常識な態度は注意しましょう。
  - ③調査には必ず立会人を呼びつけて対応しましょう。
  - 控えてから立会人・家族も含めて反省会を開きましょう。

まずは保国連・協会へ電話で相談しましょう。

税務調査110番

税務調査110番

税務調査110番

# 保険医年金

【予定利率】 **1.259%**

2012年5月1日現在

春の申込みは **6月25日まで**

- 1 全国で加入者数約5万6千人、積立金総額1兆1000億円を超える大規模年金制度です
- 2 受託生保を7社に拡大してリスクを分散しています
- 3 制度発足以来、年金受給者の受給額をカットしたことはありません

【ご加入例】

**40歳** 月払 **10口** (10万円) **加入**

70歳から10年確定年金で受給の場合

受給月額	約36万円
受給総額	約4,429万円
◎掛け金総額	3,600万円

加入口数 ●月払: 1口1万円(通算30口まで)  
●一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

加入資格 満74歳までの協会会員  
月払の増口・一時払は満79歳まで

短期のご利用では積立金が掛け金を下回ります